

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年3月29日 11時30分ごろ
発生場所	滋賀県草津市 ^{からすま} 烏丸半島北西方沖（琵琶湖東部） 下物村二等三角点から真方位325° 1,810m付近 （概位 北緯35°05.0′ 東経135°55.5′）
事故の概要	プレジャーボートシーニンフ12K ^{クイ} は、北西進中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年4月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート シーニンフ12K、5トン未満（長さ3.31m） 243-29430愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型（1マイル限定）・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 水象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、漂泊して釣りをしていたところ、船長が、湖面に白波が立ち始めたことを認めたので帰航することとして発進し、約10～15km/hの対地速力で北西進中、船首部から船内に打ち込んだ湖水が船尾部に滞留し、湖水が船尾舷縁を越えて連続して船内に流入して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、落水後、転覆した本船につかまっていたところ、通りかかったプレジャーボート2隻に救助された。</p> <p>船長は、非防水型の携帯電話を所持していたものの、落水後、濡れて使用できなかった。</p> <p>船長は、事前に入手した気象及び水象情報により風が強くなることを確認していたものの、ふだんから参考にしておらず、これまでも白波が立ち始めてから帰航を開始しても航行に支障がなかったため、白波が立つまで釣りを続けても問題ないと思い、釣りを続け、帰航の開始が遅れたと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、船長が、事前に気象及び水象情報を入手し、天候が悪化することを知っていたものの、釣りを続けて帰航の開始が遅れたことから、発進して北西進中、本船船首部から打ち込んだ湖水が船尾部に滞留し、湖水が船尾舷縁を越えて船内に流入して転覆したのと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、船長が、事前に気象及び水象情報を入手し、天候が悪化することを知っていたものの、釣りを続けて帰航の開始が遅れたため、発進して北西進中、本船船首部から打ち込んだ湖水が船尾部に滞留し、湖水が船尾舷縁を越えて船内に流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 事前に入手した気象及び水象情報を信頼し、天候の悪化が予想される場合は、早めに帰航を開始すること。・ 乗船中は、防水パックに入れた携帯電話又は防水型の携帯電話を身に付けておくことが望ましい。